

群馬東部水道企業団
事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）

提案書作成要領

令和6年4月

群馬東部水道企業団

目次

第1章	提案書提出時の書類	- 1 -
第2章	提案書等作成要領	- 1 -
1.	提案書の作成要領	- 1 -
2.	参考見積書の作成要領	- 3 -
3.	提案書の電子データ一式（CD-R）の作成要領	- 3 -
第3章	提案に関する留意事項等	- 4 -
1.	提案に関する留意事項	- 4 -
2.	費用負担	- 4 -
3.	応募者の提出書類	- 4 -
4.	企業団からの提示資料	- 4 -

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）

提案書作成要領

第1章 提案書提出時の書類

提案書提出時に必要な書類は、以下のとおりである。

提出書類	様式	部数	留意事項
提案書提出届	募集要項 様式10	1部	・ A4版ファイル綴じとする。図面でA3版を使用する場合はA4版に折り込むこと。 ・ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。 ・ 副本及び概要版は提案者名が特定されるような名称、マーク等の記載は行わないこと。
提案書	提案書 様式	正本 1部	
		副本 15部	
		概要版 15部	
参考見積書	参考見積書 様式	2部	
プレゼンテーション参加者届	募集要項 様式11	1部	
提案書の電子データ一式 (CD-R)※1	—	1枚	

※1 提案書を通じて印刷できるようにしたデータとすること。

第2章 提案書等作成要領

1. 提案書の作成要領

- ・ 提案書は提案書様式に基づき、以下に示す内容、枚数以内で作成する。制限枚数を超えて記述した提案については、超過部分以降を評価対象から除外する。ただし、工事等関連委託業務に関する提案については、図面及び計算書を制限枚数とは別に添付可能とする。
- ・ 提案書に記述する文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ・ 図及び表は様式枠内に記載すること。なお、図表に用いる文字サイズは読み取れることを条件に11ポイント未満でも可とする。
- ・ 提案項目以外の内容を含む提案書については、該当する部分を評価対象から除外する。

- ・該当する様式に、A4版の用紙を縦に使用し、横書きで記載する。
- ・A4ファイル左側綴じとすること。なお、添付図面等はA3の使用も認めるがA4サイズに折り込むこと。
- ・副本及び概要版は提案者名が特定されるような名称、マーク等の記載は行わないこと。
- ・全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。
- ・提案書のポイントをまとめた概要版を、様式に基づき作成すること。作成に当たっては、上記の内容に準拠し、また様式の行数、幅等を変更することなく、提案のポイントを簡潔に示すこと。
- ・正本、副本には側面に評価項目毎にインデックスシールを貼り付け、審査委員の審査が容易となるようにすること。
- ・使用する言語は日本語とする。また、使用通貨は円、単位は計量法に定めるもの、用いる日時は日本標準時とする。

【施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務に関する提案項目】

提案書 様式番号	項目	枚数 (以内)
1-1	水道事業全般に関する理解と基本理念について	3
1-2	俣群馬東部水道サービスの運営方針並びに組織及び人員体制について	20
1-3	浄水場及び関連施設管理業務について	30
1-4	管路施設管理業務について	8
1-5	給水装置関連業務について	5
1-6	水道料金徴収業務について	8
1-7	水道事務管理業務について	5
1-8	その他、当該業務全体に係る応募者提案事項について	3

【工事等関連委託業務に関する提案項目】

提案書 様式番号	項目	枚数 (以内)
2-1	企業団の水運用及び管路整備に関する理解について	3
2-2	工事関連業務全体に関する理解について	5
2-3	既存管路の更新整備業務について	15
2-4	既存管路の更新委託業務について	10
2-5	その他事業における工事関連委託業務について	5
2-6	その他、当該業務全体に係る応募者提案事項について	3

2. 参考見積書の作成要領

- ・参考見積書は参考見積書様式に基づき作成する。なお、様式よりも詳細な内訳書を独自に添付することは可とする。
- ・該当する様式に、A4版の用紙を縦に使用し、横書きで記載する。
- ・A4ファイル左側綴じとすること。
- ・参考見積書内に予め記載している変動費（動力費、薬品費等）、経常修繕費及びその他事業における工事関連委託業務の費用については年度毎に実費精算するものであるため、変更しないこと。（プロフィットシェアを含む、変動費に関する提案については、「1-8 その他、当該業務全体に係る応募者提案事項について」にて評価する。）
- ・提案上限価格には、費目に応じて年3%の物価・人件費の上昇を見込んでおり、上昇を見込んだ費目は参考見積書内に対応表に記載している。見積金額には、上記以上の割合での物価変動等は見込まないこと。
- ・見積金額には、消費税及び地方消費税を見込まないこと。
- ・提案書と参考見積書の整合性を確保すること。

3. 提案書の電子データ一式（CD-R）の作成要領

- ・提案書については、電子データが保存されているCD-ROMを1セット提出すること。なお、計算式及び関数を用いている様式は、これらを付けたままで提出すること。
- ・データ形式については、PDF等の読み取り専用データ形式、及びPDF等を作成した基となるWord、Excelデータ形式で提出すること。
- ・データCDは、提出前にコンピュータウイルス等に感染していないことを確認すること。

第3章 提案に関する留意事項等

業務提案に関する留意事項等は、以下のとおりである。

1. 提案に関する留意事項

- ・本事業は水道事業に係る業務を包括して委託するものであり、事業の趣旨を理解し提案すること。提案内容については、契約交渉で確定する。
- ・業務従事者の組織、資格者の配置等については、募集要項、要求水準書に定めるものの他は応募者の提案とする。この際、応募者の提案する職務別職制、人数、従事者の資格について具体的に提案すること。
- ・選定事業者には各庁舎内に事務処理に必要なスペースを貸与する。また、各浄水場では事務室を貸与する。これらの使用に伴う光熱費、トイレ、上下水道の使用料は企業団が負担する。なお、選定事業者が用意する通信機器に係る通信費は選定事業者が負担すること。その他貸与を希望するものがあれば提案すること。ただし、企業団と協議のうえ、選定事業者の負担とするものもあるので承知のこと。
- ・施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務の提案上限価格には、水道メーターの購入費用は含まない。別途、水道メーターを調達するので留意すること。

2. 費用負担

- ・提案に要する費用は全て応募者の負担とする。

3. 応募者の提出書類

- ・応募者が一旦提出した提案書類の返却及び差し替え等には一切応じない。なお、提出された提案書類は審査以外の使用及び公表はしない。

4. 企業団からの提示資料

- ・企業団が提示する資料は、本提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

本事業に対する問合せ先

群馬東部水道企業団企画課

電話 0276-49-5355

電子メール kikaku@gtsk.or.jp